

「第5次こうふ男女共同参画プラン」及び「第3次甲府市配偶者等
からの暴力の防止及び被害者支援基本計画」策定支援業務
公募型プロポーザル実施要項

令和8年4月

甲府市

1 趣旨

本市では、平成15年度に「甲府市男女共同参画推進条例」を制定し、平成25年6月に「甲府市男女共同参画都市宣言」を行った。こうした中、計画期間を5年間とする「第4次こうふ男女共同参画プラン」(以下「第4次プラン」という。)及び「第2次甲府市配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援基本計画」(以下「第2次DV防止計画」という。)を令和5年3月に策定し、「男女共同参画社会」の実現を目指し、様々な取組を実施してきた。

「第4次プラン」の進捗状況を調査・審議する「甲府市男女共同参画審議会」(以下「審議会」という。)では、令和6年4月に施行された「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」に係るDV支援の充実や男女に限らず性的マイノリティも含めたアンコンシャス・バイアスの解消及び多様な人々との共生社会の実現が課題として挙げられた。

それらを踏まえ、本市においては、社会情勢の変化に伴い、「男女共同参画社会」の実現に向けた課題が複雑化・多様化していることから、本市の関連施策を切れ目なく実施し、さらに時勢に沿った内容に再構築するため次期計画となる「第5次こうふ男女共同参画プラン」(以下「第5次プラン」という。)及び「第3次甲府市配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援基本計画」(以下「第3次DV防止計画」という。)を策定することとする。

そのため、本業務においては、甲府市を取り巻く男女共同参画の現状と課題の整理、市民の声を反映するための市民意識調査の実施、「第5次プラン」(案)及び「第3次DV防止計画」(案)を検討する「審議会」の運営支援や意見の取りまとめ等を行い、「第5次プラン」及び「第3次DV防止計画」の編集・作成の支援を行うものとする。

策定にあたっては、価格評価のみならず、提案内容等を総合的に判断し、最も優れた提案を行った事業者の本業務を委託するため、公募型プロポーザル方式により優れた提案を広く求め、優先交渉権者を選定する。

2 概要

(1) 業務名

「第5次こうふ男女共同参画プラン」及び「第3次甲府市配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援基本計画」策定支援業務

(2) 業務内容

別紙「仕様書」のとおり

(3) 履行期間

契約締結日から令和10年3月31日(金)まで

(4) 委託上限額

委託料の上限は、6,522,000円(消費税及び地方消費税を含む)とする。

※ この金額は、契約時の予定価格を示すものではなく、企画提案の規模を示すためのものであることに留意すること。また、見積書を提出する際は委託上限額を超えてはならない。

3 参加資格要件

このプロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件を全て満たしている者とする。

- (1) 令和3(2021)年度から令和7(2025)年度までの間に、地方公共団体等が発注した計画策定等業務の委託契約の履行実績を元請けとして1件以上有していること。
- (2) 甲府市(以下「市」という。)の物品供給競争入札参加資格の認定を受けている者であり、業務委託を的確に遂行するに足る能力、当該業務遂行に必要な技術及び、組織、人員体制を有している者であること。
- (3) 市税の滞納がない者であること。

- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定のいずれにも該当していない者であること。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であってその役員が暴力団員でないこと。
- (6) 本業務委託の公告の日から契約締結の日までの期間に、「甲府市物品供給（入札等）制度要綱」に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。
- (7) 入札の日以前6か月以内に手形又は小切手の不渡りを出した者でないこと。また、不渡りによる取引停止処分を受けた場合は、処分を受けた日から2年を経過していること。
- (8) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、更生手続き開始又は民事再生手続き開始の申立てがなされている者でないこと。

4 スケジュール

内容	期日
告示	令和8年4月16日（木）
質問受付	令和8年4月16日（木）から4月22日（水）まで
質問と回答の公表	令和8年4月24日（金）
参加申込書提出期限	令和8年4月30日（木）午後5時まで
企画提案書提出期限	令和8年5月12日（火）午後5時まで
プレゼンテーション審査	令和8年5月19日（火）
審査結果の通知発送	令和8年5月22日（金）※予定
契約手続	令和8年5月下旬

5 参加申込書等の提出

「3 参加資格要件」を全て満たし、本プロポーザルに参加を希望する場合は、次により必要書類を提出すること。なお、書類の作成にあたっては、「第5次こうふ男女共同参画プラン」及び「第3次甲府市配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援基本計画」策定業務企画提案書等作成要領」（以下「作成要領」という。）に基づき行うこと。

- (1) 提出期限
令和8年4月30日（木）午後5時まで（必着）
- (2) 提出書類

提出書類は次のとおりとする。なお、提出物については返却しない。

	名 称	様式及び添付書類等
1	参加申込書	（様式1）
2	会社概要等整理表	（様式2）・会社概要など参考となる資料（パンフレット等）を添付すること。
3	協力会社に関する調書	（様式3）・該当する場合のみ記入すること。
4	業務実績書	（様式4）・契約書類の写しを添付すること。
5	業務実施体制確認調書	（様式5）
6	誓約書	（様式6）
7	納税証明書	発行日から3ヶ月以内のもの

6 企画提案書等の提出

企画提案書等は次により提出すること。なお、書類の作成にあたっては、作成要領に基づき行うこと。

- (1) 提出期限 令和8年5月12日（火）午後5時まで（必着）
- (2) 提出書類等 提出書類等は次のとおりとする。なお、提出物については返却しない。

	名称	様式及び添付書類等
1	見積書	(様式7) ・積算内訳を添付すること。
2	企画提案書	(様式8) ※表紙に用いること。 ・正本1部 副本(コピー) 8部及び電子媒体を提出すること。

7 参加申請及び企画提案書等の提出方法及び留意事項

甲府市市民部市民総室人権男女参画課へ持参又は郵送にて提出すること。

(郵送の場合のあて先)

〒400-8585 山梨県甲府市丸の内一丁目18番1号

甲府市市民部市民総室人権男女参画課宛て

- ※ 持参の場合は、平日の午前9時から午後5時までとする。
- ※ 郵送の場合は、参加申込関係書類は令和8年4月30日（木）、企画提案書関係書類は令和8年5月12日（火）必着とし、電話で書類到着の確認を行うこと。
- ※ 提出書類について、問合せをする場合があるので、確実に連絡の取れる連絡先を様式1に明記すること。
- ※ 参加申込書及び企画提案書については、紙媒体及び電子媒体により提出すること。

8 質問の受付及び回答

当該委託業務の公募に関して、質問がある場合は、次のとおり提出すること。

- (1) 提出方法
質問書（様式9）により、電子メールで提出し、電話でメール到着確認をすること。
電子メールアドレス：danjyoks@city.kofu.lg.jp
- (2) 受付期間
公募開始の日から令和8年4月22日（水）まで
- (3) 回答方法
令和8年4月24日（金）までに市ホームページに掲載する。なお、質問のあった事業者名は公表しない。
- (4) 留意事項
電話、FAX、来庁による口頭・持参での質問及び期限を過ぎた場合の質問は受付けない。

9 選考方法

- (1) 優先交渉権者の選考

優先交渉権者の選考にあたっては、企画提案者から提出された書類等を「『第5次こうふ男女共同参画プラン』及び『第3次甲府市配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援基本計画』策定支援業務受託事業者選考審査会」（以下「審査会」という。）において審査し、「『第5次こうふ男女共同参画プラン』及び『第3次甲府市配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援基本計画』策定支援業務に係る優先交渉権者選考方法について」により選考する。また、

次点の者を次点交渉権者として併せて選考する。

(2) 審査

審査は、非公開とし、書類とプレゼンテーションによる審査を実施する。なお、プレゼンテーション審査は、次のとおり実施する。

ア 日時・会場

令和8年5月19日（火） 午前9時30分～（予定）

甲府市役所本庁舎4階 大会議室

※ 企画提案者が多数の場合は、日時が変わる場合がある。

※ 感染症の拡大状況等により、プレゼンテーション審査は、形式を変更して実施する場
合があることに留意すること。

イ 出席者

3名以内

ウ 実施方法

(ア) プレゼンテーション及び補足説明（20分以内）

プロジェクター（HDMI及びVGA入力）及びスクリーンは、市で準備する。パソコン等の機器は持参すること。プレゼンテーションは、提出した企画提案書を用い、その表記順に行うこと。

(イ) 質疑応答（概ね20分）

※ 質疑応答にて提案者が答えた内容について、本業務の契約事項の一部となり、実施義務を伴うことに留意すること。

エ 議事録の提出

プロポーザル参加者は、説明・質疑応答内容を記録し、詳細な議事録を翌日までに電子メールにて提出すること。

(3) 審査結果

審査を受けた企画提案者に対し、令和8年5月22日（金）に審査結果を文書にて発送するとともに、電子メールにて通知する。また、審査結果（優先交渉権者及び次点交渉権者については、その名称まで）を市ホームページに掲載する。なお、審査結果に対する異議申し立ては、受け付けない。

(4) 優先交渉権者との協議

優先交渉権者は、市と仕様及び価格等を協議の上、市の決定を受けることにより受注者となる。ただし、優先交渉権者と協議が整わない場合は、市は次点交渉権者と協議を行うものとする。

また、参加者が1者の場合であっても審査を実施し、その提案内容が審査基準を満たすと認められる場合は、その者を交渉権者として選考する。

10 契約及び支払方法

受注者は、市と随意契約を締結し、受託業務を実施する。なお、市は、年度ごとの業務の完了後（完了届提出後）、検査を経て、委託料を受注者に支払うこととする。

11 参加申込者の失格

参加者が次の事項に該当する場合は、失格とする。

- (1) 「3 参加資格要件」を満たさなくなった場合
- (2) 提出書類等に虚偽の記載があった場合
- (3) 審査の公平性を害する行為や一連の公募手続きを通じて著しく信義に反する行為があり、審

査会が失格と認めた場合

- (4) 審査会の委員又は担当職員に対して、直接又は間接的に本プロポーザルに関し援助を求めた場合
- (5) 参加者が、契約を履行することが困難と認められる状態に至った場合
- (6) プレゼンテーション等に正当な理由なしに参加しなかった場合

1 2 参加申込等に要する経費

参加申込及び企画提案等、応募に関わる全ての経費は、参加申込者の負担とする。

1 3 プロポーザルの中止等

やむを得ない理由等により、市がプロポーザルを実施することができないと認めるときは、本プロポーザルを中止する場合がある。その場合、応募に関わる全ての経費は、市に請求できないものとする。

1 4 辞退

参加申込後に辞退する場合には、参加辞退届（様式10）を提出すること。

1 5 その他

- (1) 企画提案等の応募に関わる全ての経費は、企画提案者の負担とする。
- (2) 市に提出された関係書類等は返却しない。
- (3) 市は、提出された関係書類等の機密保持には十分配慮する。
- (4) 市は、提出された企画提案書等は当該審査以外に無断で使用しない。
- (5) 提出書類の内容に含まれる著作権、特許権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利となっている事業手法等を用いた結果、生じた事象に係る責任は、すべて企画提案者が負うものとする。
- (6) 業務内容は、採択された企画提案の内容を基本とするが、本市の指示のもと変更等を加える場合がある。

1 6 連絡先・企画書等提出先

甲府市市民部市民総室人権男女参画課（担当：坂本）

〒400-8585 甲府市丸の内一丁目18番1号

TEL：055-237-5209（直通）

電子メールアドレス：danjyoks@city.kofu.lg.jp